

みよし

miyoshi corporation association



その昔、肥後の海に珍妙なる獣いづる。
鳥にも様にも見ゆるそのいきもの。

豊作の到来と疫病の流行を予言せり。

「我が姿家に貼りて拝まば病難と逃る」と語りきといふ。

——かくて時は令和、未知の病蔓延する世で

収束を望む人々の思ひの象徴となれり。

熊本第一記念日本妖怪博物館 (三次もののけミュージアム) 蔵 (一部使用)

《アマビコ》

肥後の国(熊本県)の海に現れたとされる予言獣の一種。豊作や疫病の流行を告げ、「自分の姿を家の中に貼って拝めば病難を逃れる」と語ったという。そして現在、新型コロナウイルスの流行に伴い、多くの人々がその姿に収束の願いを掛けている。

令和2年度 役員名簿	1
令和2年度 事業計画	2
着任のごあいさつ 三次税務署長	3
三次税務署からのお知らせ	4~5
第8回通常総会	6~7
各種表彰・組織図	8
租税教室(親会)・新入会員・活動予定	9
会員企業のご案内・青年部会NEWS	10
女性部会NEWS	11
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ	12~13

2020 09 第48号

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様 **月1件のご相談まで無料**で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。*
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

*月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

令和2年度 役員名簿

単位会 役職名	氏 名	企 業 名
会 長	菅原 暢之	株式会社 三輪モータース
副 会 長	小田 大治	三次レミコン 株式会社
副 会 長	島原美登里	有限会社 島原造園
副 会 長	田村 謙宗	田村ガラス 株式会社
副 会 長	松尾 宏	有限会社 君田交通三次営業所
常任理事	國原 定明	株式会社 國原組
常任理事	高原 修治	有限会社 ルーフーフ
常任理事	土井 浩恵	土井建材 有限会社
常任理事	信國 秀昭	広島内外旅行 株式会社
常任理事	横原 政範	株式会社 横原プロパン商会
常任理事	増谷 安信	増谷建材 株式会社
常任理事	前田 茂	有限会社 前田
理 事	坂口 正明	有限会社 サカグチ
理 事	沈 勝義	有限会社 備北清掃社
理 事	菅野 徳之	有限会社 菅野産業
理 事	吉村 信行	まるよし交通 株式会社
理 事	矢谷 律子	矢谷アサヒ商事 株式会社
理 事	天野 真樹	株式会社 アマノ

単位会 役職名	氏 名	企 業 名
理 事	田丸 孝美	株式会社 タマルコンサルタント
理 事	二井 巖基	有限会社 二井産業
理 事	佐藤 明寛	株式会社 東洋広告
理 事	中山 利彦	三次スズキ自動車 株式会社
理 事	沖田 和也	沖田鉄工 株式会社
理 事	近藤 忠久	こんどう化粧品 有限会社
理 事	石田光司郎	石田無線電機 株式会社
理 事	平野 耕治	北部運輸 有限会社
理 事	藤後 敏彦	有限会社 藤後商事
理 事	坪井 和徳	三次マツダモータース 株式会社
理 事	関 孝二	有限会社 セキ建築企画
理 事	吉川 輝	株式会社 ビーエルテック
理 事	中島 清祐	有限会社 なかや
理 事	中谷 司	株式会社 東洋食品
理 事	小田 昌幸	有限会社 オダデンキ
理 事	高杉 幸	有限会社 三次広文館
監 事	中川 筆之	中川筆之税理士事務所
監 事	森脇 啓子	有限会社 森新

役員の設置について定款第19条 理事30名以上45名以内
理事34名 監事2名

公益社団法人三次法人会青年部会 令和2年度 役員名簿

役 職	氏 名	企 業 名
部 会 長	小田 昌幸	有限会社 オダデンキ
副 部 会 長	天野 武紀	株式会社 天野商店
副 部 会 長	片岡 宏文	三次食糧企業組合
副 部 会 長	吉川 輝	株式会社 ビーエルテック
副 部 会 長	品川 治毅	品川鋼材 株式会社
理 事	佐々木勝利	株式会社 フロンティア
理 事	武田 満輝	有限会社 たけだ総合保険事務所
理 事	寺曾 秀明	株式会社 バイクハウスてらそ
理 事	藤川 正宗	さくら建築 株式会社
理 事	森下 和彦	有限会社 ポサス

公益社団法人三次法人会女性部会 令和2年度 役員名簿

役 職	氏 名	企 業 名
部 会 長	高杉 幸	有限会社 三次広文館
副 部 会 長	横原 三枝	株式会社 横原プロパン商会
副 部 会 長	菅原百合子	株式会社 三輪モータース
理 事	岡田千代子	有限会社 岡田建築設計事務所
理 事	田丸 孝美	株式会社 タマルコンサルタント
理 事	土井 浩恵	土井建材 有限会社
理 事	増谷千枝子	増谷建材 株式会社
理 事	増原美登里	株式会社 君田トエンティワン
理 事	山口 智子	新和建機産業 株式会社
監 事	島原美登里	有限会社 島原造園
監 事	矢谷 律子	矢谷アサヒ商事 株式会社

令和2年度 事業計画 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I. 活動の基本方針

「公益社団法人 三次法人会」として8年目となる今期も、法人会の活動基盤の強化に努めつつ、「法人会の基本指針」に則り、法人会の原点である、「税」に関する活動に軸足を置きながら、納税意識の向上、租税教室の実施をはじめとする税知識の普及事業を行うとともに、より、公益性を高める活動へ積極的に取り組む。

また、組織・財政基盤の再構築を図るため、会員増強に向けた取り組みや、企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献する。

II. 主な事業計画

公益関係

1. 税知識普及事業

「税」に関する活動に軸足を置きながら、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に即した活動を展開する。また、より「公益性」を高めるため、会員企業に加えて、一般市民にも対象を広げた事業活動を展開する。

① 税に関する説明会・新設法人説明会・講習会・研修会・講演会の開催事業

・会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象に、税をテーマとしての税知識の習得・普及・啓発・納税意識の高揚を目的に、三次税務署担当者・税理士等の専門知識を有する講師により開催する。

② 租税教室

・次世代を担う児童、生徒に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。
・親会役員では、これまで実施している小学校の「租税教室への講師派遣」、青年部会では小学校・中学校の「租税教室への講師派遣」、女性部会では、小学校の「租税教室への講師派遣」に対する取り組みを重点施策と位置づけ積極的に推進する。

③ 広報活動の充実

・広報誌の内容の充実と、法人会のイメージアップ、社会的知名度の向上を図るため積極的に活動を展開する。また、税の広報についても、「税を考える週間」行事への参加など世間一般に対する税の啓発のための広報活動をさらに強化する。また、法人会ホームページの充実を図り、広報誌の一部に掲載する。

④ 研修教材の配布や優良図書の特販

⑤ 他団体の会報誌へ活動事業の掲載

2. 納税意識高揚事業

① 税に関する絵はがきコンクールの実施

・管内の小学校6年生を対象に、税を正しく理解し、税の大切さや、使い道について勉強していただき、税が私たちの生活にどのように役立っているかを絵はがきに表現してもらうことを目的として、当会女性部会が中心になって実施する。また、作品の表彰を行い、作品を三次市内の施設等に展示する。

② 税金クイズの実施

・毎年市内で開催される「よしし商工フェスティバル」に参加し、クイズ形式の租税教育として、親会・青年部・女性部で積極的に取り組み、税金クイズを実施する。

③ 「e-Tax」の利用推進への更なる取り組み

④ 「税を考える週間」イベントに参加

3. 税制提言事業

国税、地方税について踏み込んだ検討を行い、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

① 会員企業の税制に関する要望事項のとりまとめ

② 三次市長、三次市議会議長に対し、令和3年度税制改正要望書の提出を行う

③ 全国大会への参加

・税制に関する要領、要望のとりまとめをし、建設的な意見を提言しその実現に努める。

4. 地域企業発展事業

公益法人制度を踏まえ、会員企業に加え一般にも対象を広げた研修、講演会を開催し、より一層「公益性」を高めることとする。

5. 社会貢献事業

公益社団法人としての使命を果たすため、地域に密着した種々の社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施する。青年部会、女性部会の協力のもと、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に即した活動を積極的に推進する。また、地域社会貢献活動で行うイベント等の際には、可能な限り税の普及活動と併せて実施する。

① 三次市きんさい祭りへの参加

・三次市のきんさい祭りへの参加及び協賛及び「市民大パレード」に参加し、マイナンバー制度のうわさを配布する。

6. 国税局との連携・協調

税務署との連携、協調を図りつつ活動を実施してきているが、国税当局と、より一層連携を深め、当会の各種施策に積極的に取り組んでいきたいとの申し入れがあり、当会としても重要であると受け止め、積極的な意見交換、活動を実施する。

① 法人会が実施する説明会、研修会への講師派遣

② 税のイベントを効果的に実施するための税務署との意見交換

③ 租税教室に関する団体間の協力や税務署との意見交換

共益関係

1. 福利厚生事業

会員企業の一層の経営健全化と発展向上に資すること、不測の事態の防衛を図るため、法人会のもつ各種福利厚生制度の加入向上を図る。

① 法人会の福利厚生制度

・会員企業に理解を深めていただき、取扱保険会社（3社）との連携を一層強化し、厚生委員会、青年部会、女性部会と推進活動を展開するとともに、法人会の財政基盤の安定化に努める。

2. 企業向け制度

・大同生命保険株式会社

・AIG損害保険株式会社 経営者大型総合保障制度

・AIG損害保険株式会社 ビジネスガードシリーズ

・アフラック がん保険制度ほか

3. 会員交流事業

会員支援のために、会員の交流の輪を広げるとともに、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員に限定した研修会、講習会の事業を実施する。

4. 会員増強事業

組織の充実強化策として、9月から12月を「会員増強月間」として積極的な会員増強を図る。

① 取扱保険会社（3社）との連携

・会員企業に理解を深めていただき、取扱保険会社（3社）との連携を一層強化し、厚生委員会、青年部会、女性部会と推進活動を展開するとともに、法人会の財政基盤の安定化に努める。

② 友誼団体との連携

・関係官庁、税理士会、金融機関、提携保険会社等友誼団体との連携による推進。

③ 対応策の展開

・役員による率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

5. 青年部・女性部会活動

① 青年部会

・基本方針

「青年部会のあり方（指針）」に基づき事業活動の展開を図るとともに、親会事業に積極的に参加、協力し法人会の活性化に寄与する。また、研修会、親睦事業等を開催し次世代を担う若手経営者としてより一層の資質の向上に資する。

・租税教室の開催

三次市内の小中学生を対象に、税の役割やその仕組みについて正しい税知識を持ってもらうため、親会、女性部会、三次税務署と連携して開催する。

・組織の拡充強化

会員増強を積極的に行い、青年部会の充実、活性化に努める。

・社会貢献事業

地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体となって展開する。

（三次きんさい祭への参加）

・講習会・研修会の開催

経営者、次代経営者として必要な事項に関する講習会・研修会を開催し、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する。

・親会事業への参加・協力

・他地区青年部会との交流会

・広報活動

・親睦会の開催

・税金クイズ

② 女性部会

・基本方針

「女性部会のあり方（指針）」を基に、税の知識向上、企業経営の発展に資するとともに女性部会相互の親睦を図る。また、法人会活動に積極的に参画し、会の発展に寄与する。

・租税教室の開催

小学校の租税教室への講師

・税に関する絵はがきコンクール実施

租税教育の一環として、市内小学校6年生を対象に税に関する絵はがきを募集し、選考会にて、各団体賞、努力賞を決定。また、県大会・全国大会への出品を図る。

・三次税務署経務課との連携強化

・社会貢献活動事業への積極的な参画

・財団法人三次市教育振興会へ金品寄贈

・三次社会福祉協議会へ使用済切手、書損じはがきの寄贈

・租税教育推進協議会主催の講師研修会への参加

・魅力ある女性部会活動を展開

・会員増強推進、会員親睦事業の実施

・税金クイズ

・親会事業への参加・協力

6. 管理関係

* 諸会議

・通常総会……………年度終了後3カ月以内に開催する

・臨時総会……………会長が必要と認めたとときに開催する

・正副会長会……………必要に応じて開催する

・常任理事会・理事会…会長が必要と認めたとときに開催する

・委員会……………随時（総務・組織・税制・研修・厚生・広報）

・部会……………随時（青年部会・女性部会）

* その他

・全法連・県法連・その他友好団体の行う諸会議への参加

・10/8 法人会全国大会（岩手）11/8 全国青年の集い（鳥取）

・11/25 女性フォーラム（愛媛）

・税制セミナー・事務局セミナー・県連理事会・各委員会・事務局長会議

・税務関係の書籍の販売



「着任のごあいさつ」

三次税務署長 梶原 正則

公益社団法人三次法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、三次税務署長を拝命いたしました梶原でございます。

三次法人会の皆様方には、平素から税務行政に格別のご理解とご協力を賜っており、本紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。

三次法人会におかれましては、昭和26年に創立以来、長きにわたり税知識の普及事業など、さまざまな活動に取り組まれているとお聞きしております。

会員企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」活用などの各種研修会の企画のほか、数多くの学校の「租税教室」に講師を派遣していただくとともに、「税に関する絵葉書コンクール」を主催され、次世代を担う児童、生徒に対する税知識の普及にもご尽力いただき、あらためまして感謝申し上げます。

また、残念ながら本年は中止を余儀なくされたとお聞きしておりますが、例年、夏に開催される「三次きんさい祭り」への参加や、「三次商エフェスティバル」での「税金クイズ」の企画など、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に参加され、菅原会長をはじめ会員の皆様方が納税道義の高揚とともに地域社会の発展にも貢献される姿勢に心から敬意を表する次第です。

さて、新型コロナウイルスの影響は会員の皆様方においても多大なるものとお察いたします。また、法人会の活動につきましても、縮小や様々な制約を受けることを余儀なくされ、例年通りとはならないことも多いと思います。しかしながら、皆様方のご活動は、税務行政の円滑な運営に大変に大きな力となっているところであり、ご苦勞をおかけすることとなると思いますが、今まで続けてこられた活動を途切れることなく継続していただきますことを切にお願い申し上げます。私どもといたしましても、出来る限りの協力をさせていただく所存ですので、よろしくお願いいたします。

結びとなりますが、新型コロナウイルスの影響は今しばらく続くこととなると思います。この事態の一日も早い収束を心より願いますとともに、公益社団法人三次法人会ならびに会員企業の皆様方の益々のご発展とご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。

三次税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた 令和2年分の年末調整説明会の開催中止について

毎年11月～12月上旬にかけて年末調整説明会を開催し、年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者の皆様に説明させていただいているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえますと、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に確保することが難しいとの認識のもと、本年の年末調整説明会の開催は中止させていただくこととしました。ご不便をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

説明会の中止に伴い、次の措置を講じることを検討しています

- ◇年末調整に関する映像資料の充実（国税庁ホームページへの掲載）
- ◇年末調整関係書類への留意すべき事項などを記載したリーフレットの送付

年末調整関係用紙の入手方法等

- ◇国税庁ホームページ（9月下旬掲載予定）からダウンロードしてください。
- ◇税務署から送付する年末調整関係書類に同封する様式をコピーしてご利用ください。
- ◇税務署の窓口にも備え付け（11月上旬以降を予定）させていただきます。

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員が給与の支払者に提出する控除申告書等に書面で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社から交付を受けた控除証明書のデータを添付して提出することが可能となります。

これに伴い、従業員が控除証明書データを用いて控除申告書を作成し、給与の支払者に対して電磁的に提出することを可能とする年末調整控除申告書作成用ソフトウェアを無償提供します。（令和2年10月公開予定）

年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」（<https://www.nta.go.jp/users/gens/en/nenmatsu/nencho.htm>）をご覧ください。

令和2年10月から

年末調整手続を電子化しませんか？

～令和2年9月

年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）で給与の支払者に提出してました。



令和2年10月～

保険料控除証明書等について、保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。



どういふこと？

従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます^[※]。

メリットがたくさんあるのね！

従業員のメリット

- ・ 保険会社等から交付される書面（ハガキ等）の内容を、控除申告書に転記する必要がなくなります。
- ・ 控除額が自動計算されるため、手計算する必要がなくなります。

給与担当者のメリット

- ・ 従業員がデータを利用して控除申告書を作成するため、記載誤りがなくなることから、従業員への問合せ事務が削減されます。
- ・ 控除額が自動計算されるため換算が不要となり、給与システム等への入力事務を自動化できます。
- ・ 控除申告書等（書面）の保管が不要になります。

三次税務署からのお知らせ

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換額の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください
 広島国税局猶予相談センター ☎ 0120-683-754

国税に関する一般的なご相談は
電話相談センターをご利用ください

まずは三次税務署に電話

(代表) 0824-62-2721

音声案内に従って、**1** を選択

税務に精通した国税局の職員がお答えします！

なお、職員にご用の方は

消費税軽減税率制度のご質問は

国税を納付することが困難な方は

を選択してください。

税務署窓口でのご相談は
事前予約をお願いします

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合は、事前に予約をいただいた上で、三次税務署において対応しています。

ご予約は、三次税務署に電話し **2** を選択してください。

国税庁ホームページもご利用ください

第8回 通常総会

令和2年6月12日、三次グランドホテルにて、第8回通常総会を開催致しました。

三次税務署長 青戸 弘様、三次税務署 法人課税部門 統括国税調査官 石岡 弘之様にご来賓としてお越しいただきました。

総会では、「令和元年度事業報告」をし、「令和元年度収支決算報告承認の件」につきまして、賛成多数で、可決致しました。その後、「令和2年度事業計画」および、「令和2年度収支予算」について報告があり、閉会となりました。

司法人 三次法人会通常総会



ご挨拶

公益社団法人 三次法人会
会長 菅原 暢之

三次法人会 会長の菅原でございます。第8回通常総会を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方には、大変お忙しい中、ご参集頂き心から厚く御礼申し上げます。

また、本日の通常総会開催にあたり、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえての運営になりました事

に、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

5月に入り、緊急事態宣言が解除されたこともあり、本日は 三次税務署長 青戸様、同じく三次税務署 法人課税部門 統括国税調査官 石岡様に、ご来賓としてお越しいただきまして誠に有難うございます。

後ほど、青戸税務署長様には、ご挨拶を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでしたが、新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、現在、新型コロナウイルス感染症の完全なる収束時期がまだ見通せず、企業活動に深刻な影響を与えています。経営者の団体である法人会においては、会員企業とともにこの危機を乗り越え、中小企業が事業を継続していくための提言を行っていくとともに、事業者に対して有益な情報を収集し、周知活動を行っていくこととしております。

また、令和元年度の当法人会での活動を振り返ってみますと、6月～2月に租税教室、10月には税金クイズ、11月には税に関する絵はがきコンクールを実施し、様々な事業を展開して参りました。

この法人会活動の為に、会員の皆様には、貴重なお時間とご労力を割いて、ご尽力頂きました。その中でも、青年部会、女性部会の皆さんも積極的に活躍され、法人会活動に寄与されている事は頼もしい限りであります。

しかしながら、令和2年度の活動は、未だ見通しの立たない部分もございますが、当会としても、全国法人会総連合や政府が公表する税制支援措置等を含めた緊急対策等に関する資料送付、ホームページの活用等による情報発信等、法人会としての使命を果たすべく努力してまいります。皆様のお一層のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

結びとなりますが、今はコロナウイルスが早く終息するよう祈るばかりですが、会員の皆様の益々のご繁栄とご健勝を祈念致しまして、あいさつとさせていただきます。

公益社団法人 **三次法人会通常総会****祝 辞**三次税務署長 **青 戸 弘**

本日は、「公益社団法人三次法人会 第8回通常総会」が多数の関係者ご臨席の下に開催され、議案の審議も滞りなく承認されましたことを、心からお慶び申し上げます。

また、菅原会長をはじめ三次法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っており、この席をお借りして改めまして

厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が広島県で解除されて以降、経済活動の再開への希望と裏腹に第2波という不安を抱えながらの生活を強いられているわけですが、このような状況でも、皆様が法人会活動を始め地域への社会貢献活動に邁進される姿勢に大変敬意を表する次第であります。

三次法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚、さらには地域社会の健全な発展に向けて幅広く活動しておられ、地域社会貢献事業としての「三次きんさい祭り」への参加や税の啓蒙活動としての創意と工夫を凝らした「租税教室」への講師派遣、永年取り組まれている「税に関する絵葉書コンクール」、さらには、「みよし商工フェスティバル」における「税金クイズ」の開催など、活発な事業活動を展開されています。

今年度においては、このような状況下から、事業の中止、あるいは縮小を余儀なくされることもあると思われませんが、私どもといたしましても、これまで以上に皆様方との連携、協調を深め、事業活動へのご協力を行っていきたくと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びとなりましたが、新型コロナウイルスとの共存が長期化することも覚悟しつつ、一日も早い事態の収束を心より願いますとともに、公益社団法人三次法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄、並びにご臨席の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期間要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



会報みよし 第48号 発行/令和2年9月

発行所/公益社団法人 三次法人会 三次市三次町 1843-1 三次商工会議所内 電話(0824) 63-2918

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIICHO 大同生命保険株式会社

広島支社東広島営業所/
広島県東広島市西条大坪町11-3(大坪町ビル3F)
TEL 082-422-2445

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/
広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
TEL 082-535-6010

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8